

「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会 権利制限の一般規定に関する中間まとめ」に関する意見書

2010年（平成22年）6月18日

日本弁護士連合会

文化庁長官官房著作権課が、平成22年5月25日付けで意見募集を実施した、「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会 権利制限の一般規定に関する中間まとめ」（以下「中間まとめ」という。）に関し、当連合会は以下のとおり、意見を述べる。

意見の趣旨

- 1 近時の急激な社会状況の変化，特に情報通信技術の発展等に伴う著作物の利用を取り巻く環境の変化や法令遵守等，著作物の利用者側に求められる社会的要請等の変化にかんがみ，著作権法の中に，従前の個別権利制限規定だけでなく，権利制限の一般規定を導入することが適当であるとした，中間まとめに賛成である。
- 2 また，次の3類型を権利制限の対象となる利用行為とすることについても異論はない。
 - A その著作物の利用を主たる目的としない他の行為に伴い付随的に生ずる当該著作物の利用であり，かつ，その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの（いわゆる「形式的権利侵害」）
 - B 適法な著作物の利用を達成しようとする過程において合理的に必要と認められる当該著作物の利用であり，かつ，その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの
 - C 著作物の種類及び用途並びにその利用の目的及び態様に照らして，当該著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するための利用とは評価されない利用
- 3 もっとも，中間まとめは，上記AからC以外の利用行為については，必要に応じて個別権利制限規定の改正又は創設による対応を検討することが適当であるとしているが，権利制限の一般規定の創設は，殊にデジタル化・ネットワーク化に関連し予想できない新しい技術の出現や新しい著作物の利用行為に柔軟に対処可能とすることに意義があるので

あるから，権利者の利益の不当な侵害にならないよう充分に配慮した上で，一般的包括的な権利制限規定を設けるべきである。

- 4 なお，従来，著作権法の改正においては，当該条文案は国会提出の直前まで公表されないことが多かったが，権利制限の一般規定については条文の表現が非常に重要であると思われることから，中間まとめ後の文化審議会著作権分科会法制問題小委員会においては，その条文案について中心的に議論を行い，条文案について公表の上，広く意見募集をすべきである。

意見の理由

- 1 当連合会は，既に2008年11月18日付「著作権法における一般的包括的権利制限規定の新設に関する意見」（以下「当連合会意見書」という。）において，「著作権を取り巻く環境の激変，著作物の利用の著しい多様化に対応し，迅速かつ適切な法的処理を可能とするため，著作権法第二章第三節第五款『著作権の制限』中に，一般的包括的な権利制限規定を設けるべきである」という意見を提出している。

今回の中間まとめは，著作権法を取り巻く社会状況の変化・技術革新の認識等について当連合会意見書とほぼ同一であり，従前の個別権利制限規定の創設あるいは改正による対応の限界を認識し，個別権利制限規定に加えて，権利制限の一般規定の創設の必要性を認めたことは高く評価できる。

- 2 中間まとめは，A その著作物の利用を主たる目的としない他の行為に伴い付随的に生ずる当該著作物の利用であり，かつ，その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの（いわゆる「形式的権利侵害」），B 適法な著作物の利用を達成しようとする過程において合理的に必要と認められる当該著作物の利用であり，かつ，その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの，C 著作物の種類及び用途並びにその利用の目的及び態様に照らして，当該著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するための利用とは評価されない利用，の3類型については，権利制限の対象としている。

これらAからCまでの利用行為は，いずれも，A 利用の質又は量が軽微であり，実質的違法性を備えないと評価することができるもの，B 適法な著作物の利用の過程に生じる著作物の利用であるものの，それ自

体を著作物利用の目的としていないもの，C 技術の研究・開発に付随する著作物の複製等，あるいはデジタル化・ネットワーク化に伴い，物理的には著作物の複製等が伴っているものの，著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するための利用とはいえないもの等であって，これらの利用行為は権利者に特段の不利益を生じないものと考えられる。

これらの利用行為については，従来から，著作権行使の対象にはならないのではないかという見解があるものの，形式的には著作権侵害に該当する可能性が強いものであるから，権利制限の対象行為とすることによって，権利侵害に該当しないことを著作権法上も明確化する意義は大きいものと言えよう。

- 3 もっとも，中間まとめは，上記 A から C 以外の利用行為については，必要に応じて個別権利制限規定の改正又は創設による対応を検討することが適当であるとしている。

しかし，そもそも，権利制限の一般規定は，従来の個別制限規定の創設・改正では対処できない，新しい技術の出現や新しい著作物の利用行為に柔軟に対処可能とするために創設されるものである。そうであるならば，上記 A から C という，既に，現在予測されている利用形態だけを対象とするだけではなく，現時点では予測されていない新しい技術，新しい利用行為についても，権利者の利益を不当に害しない利用であれば，権利制限の一般規定の対象可能とすべきである。もちろん，権利制限の一般規定の対象範囲の拡大については，権利者の利益が不当に害されないよう十分な配慮が必要であることは言うまでもない。そのような配慮の上で，権利者の利益を不当に害しない利用であれば，上記 A から C に限らずとも権利制限の一般規定を柔軟に適用できるような規定を設けるべきである。

- 4 今後，権利制限の一般規定の立法化においては，具体的にどのような要件とし，その要件をどのように規定するかが非常に重要となろう。著作権法に限らず，一般規定を創設する場合には，ある程度条文の表現が抽象的になることは避けられないが，どのような利用行為が著作権侵害にならないかが不明である場合には，法的安定性・予見可能性を害し，徒に著作物等の利用現場に混乱が生じ，権利者の権利を不当に侵害するおそれがあるだけでなく，利用者にとっても，結局，著作物等の利用における委縮が解消されないことになろう。

従来，著作権法の改正においては，当該条文案は国会提出の直前まで公表されないことが多かったが，以上のとおり，権利制限の一般規定については条文の表現が非常に重要であると思われることから，中間まとめ後最終案に向けての文化審議会著作権分科会法制問題小委員会においては，その条文案について中心的に議論を行い，条文案を公表の上，広く意見募集をすべきである。

以上